

## 「楽楽キャブ」運行会議設置要領

### (名称・目的)

第1条 この要領は、「楽楽キャブ」運行支援事業実施要綱第3条に定める、地域の代表者からなる「楽楽キャブ」運行会議（以下「運行会議」と言う。）を設置し、事業の意見及び要望等を事業の効率化を図るとともに今後の運営に反映し、事業の適正な維持管理をのために必要な業務を行うことを目的とする。

### (運行会議の構成等)

第2条 本会の代表として、会長を置く。会長は、議長を務め、会の意見や要望を集約図る。他に副会長、委員及び監事を置く。また、事務局を置く。

- 2 会長は、区長とし、委員は、大野第一区役員会、大野第一区区域内内の地域団体の長及び地域の代表者とする。
- 3 委員は、大野第一区の者の中から、選任する。ただし、副会長にあっては、地域団体の長とし、その在任期間とする。
- 4 その他の委員の任期は、3年とする。なお、再任は妨げないものとする。
- 5 監事は、会長が指名することとする。
- 6 事務局は、事務局長と事務局員を置く。

### (委員の義務)

第3条 委員は、法令、規約、細則及び総会の議決を遵守し、協議会のために忠実にその職務を遂行する義務を負う。

### (委員の報酬)

第4条 委員は、原則として無報酬とする。ただし、委員の活動実費支弁は、この限りではない。

- 2 事務員の報酬は、有償とし、詳細は別途定める。

### (監事)

第5条 監事は、本事業の財産の状況及び業務の遂行状況を監査し、その結果を総会等において報告する。また、運行会議に出席し意見を述べることができる。

### (総会及び運行会議)

第6条 総会の招集は、年1回以上とし、そのうち1回は年度初めに実施される大野第一区総会に引続き行うものとする。また、運行会議にあっては、期日を定めて会長が行う。

### (議決事項)

第7条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- 1 要綱及び要領の変更または廃止。
- 2 細則及び規則等の制定、変更または廃止。
- 3 役員を選任または解任。
- 4 決算の承認、及び毎年度の業務計画の決定または変更。

5 本会の事業に係わる基本的な方針の決定または変更。

6 その他本会の共同の利益に係わる基本的事項。

(議決の方法)

第8条 総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第9条 総会及び運行会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録の作成は、事務局員がこれにあたる。

(経費)

第10条 業務を遂行するために必要な維持管理費及びその他の経費は、大野第一区の特別会計の他寄付金及びその他の収入をもってこれに充てることができる。会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

2 会長は、前年度の収支状況に関する決算書類を作成し、運行会議の議決を受け、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(帳簿)

第11条 協議会は、次の掲げる帳簿を保管し、請求があればこれを閲覧させなければならない。なお、詳細の事項については別途定める。

- 一 会計帳簿
- 二 財産帳簿

(雑則)

第12条 会長は、この規約等に定めのない事項については、総会の議決を得て業務遂行に必要な細則等を定め、かつ変更することができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月24日から施行する。